

ミサイル発射に係る Jアラート等の情報伝達時の対応について

平成 29 年 9 月 26 日

京都府立鳥羽高等学校定時制

- 1 登校前に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合
登校を見合わせ、自宅で待機する。安全が確保されるまで自宅から出ない。

- 2 登下校中に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合
 - (1) 近くの建物や地下に避難する。
 - (2) 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
 - (3) スクールバスや公共交通機関等を利用している場合は、乗務員等の指示に基づく行動をとる。
 - (4) 続報を待ち、安全が確保されるまで避難を継続する。

- 3 学校等で教育活動中に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合
 - (1) 職員室から校内放送で、Jアラート等の伝達内容に基づく避難及び対応を指示する。
 - (2) 教室、特別教室で授業中の場合は、窓から離れた場所で頭を守って伏せさせる。
 - (3) 体育館で授業中の場合は、生徒を体育館の中央に集めて頭を守って伏せさせる。
 - (4) グラウンドで授業中の場合は、東体育館に避難させる。
 - (5) 校長等は校内の状況を把握し、児童生徒の安全を確認する。
 - (6) 安全が確保されてから、授業を再開する。

- 4 下校直前の時間帯に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合。
児童生徒の下校（帰宅）を一時中断し、安全が確保されるまで校舎内に待機させる。

- 5 避難行動等を解除する（安全が確保される）場合の判断
 - (1) Jアラート等による避難行動解除の情報伝達があった場合
 - (2) Jアラート等によるミサイルの通過の情報伝達があった場合
 - (3) Jアラート等による日本の領海外の海域に落下した等の情報伝達があった場合。
 - (4) 上記（1）～（3）の情報伝達があった場合でも、不審なものを発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

- 6 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達の詳細については、次の内閣官房国民保護ポータルサイトを御覧ください。

URL : <http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryuu/nkjalert.html>